

Title	後藤基綱・基政父子 (二) : その和歌の事績について
Sub Title	Goto Mototsuna and Goto Motomasa (II) : Records relating to their poetical activities : waka
Author	中川, 博夫(Nakagawa, Hiroo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1986
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.50, (1986. 12) ,p.66- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00500001-0066">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00500001-0066</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 後藤基綱・基政父子 (二)

——その和歌の事績について——

中 川 博 夫

はじめに

前稿〔後藤基綱・基政父子(一)——その家譜と略伝について——〕(本誌第四十八号)に引き続き、後藤基政とその父基綱について、考察を加えてみたい。

本稿に於ては、歌人としての両者の資料の整理と、それについての若干の検討とを試みてみたい。

(一)

先ず、管見に入る限りの、基綱・基政の現存する和歌を、集別の数で次に示しておく(参考までに、基綱次男基隆も含めておく)。

集別和歌數表

基綱 計29(30)\*首(1)

新勅撰和歌集

2

統後撰和歌集

3(万1。万、二1)

統古今和歌集

1(二、題、明1)

統拾遺和歌集

1(二、題、明、資、後1)

統後拾遺和歌集

(1)\* (二、題、明1)

新千載和歌集

1

新統古今和歌集

1

万代和歌集

2(統後撰1。統後撰、二1)

現存和歌六帖

1(抄出本0)

雲葉和歌集

2

東撰和歌六帖

7(東中1)

統群書類從本

9(東統1)

中川文庫本

1(抄出本0)

拾遺風躰和歌集

1(抄出本0)

夫木和歌抄

1

二八明題和歌集

2(3)\* (統後拾、題、明1。統拾、題、明、資、後1。統古、題、明1。統後撰、万1)

和歌題林愚抄

明題和歌全集

後葉和歌集(室町期)

資賢集

基政 計47首

統後撰和歌集

統古今和歌集

統拾遺和歌集

玉葉和歌集

新千載和歌集

秋風抄

現存和歌六帖

新和歌集

東撰和歌六帖

2(3)\* (統後拾、二、明1。統拾、二、明、資、後1。統古、二、明1)

2(3)\* (統後拾、二、題1。統拾、二、題、資、後1。統古、二、題1)

1(統拾、二、題、明、資1)

1(後拾、二、題、明、後1)

6(三1。六1。三、二、題、明1。二、題明1)

1

1

1

1

1

1

2(抄出本0)

12(宗合4)

統群書類従本

3 (東中1)

基隆 計28首

中川文庫本

6 (中統1)

統古今和歌集

8 (三1)

中務卿宗尊親王家百五十番歌合

10 (統古1。新4)

統拾遺和歌集

1

中務卿宗尊親王家百首(散逸。統古今詞書)

1 (統古1。新4)

新後撰和歌集

1 (新、宗合1)

三十六人大歌合

5 (統古1。統古、二、題、明1)

新拾遺和歌集

1 (東統、題、明1)

拾遺風林和歌集

1 (抄出本にも有)

東撰和歌六帖

1

夫木和歌抄

3

統群書類従本

2 (新拾、題、明1)

六花和歌集

1 (統古1)

中川文庫本

8

二八明題和歌集

2 (統古、三、題、明1)

中務卿宗尊親王家百五十番歌合

10 (新後撰、新1。新2)

和歌題林愚抄

2 (統古、二、明1)

新和歌集

5 (新後撰、宗合1。宗合2)

明題和歌全集

2 (統古、三、二、題1)

二八明題和歌集

2 (統古1、統後拾1)

和歌題林愚抄

1 (新拾、東統、明1)

明題和歌全集

1 (新拾、東統、題1)

(一)内の数字は、各集の頭一文字を以て重出状況を示したもの(例えば、基綱の『統後撰和歌集』の「万、二1」は、同集と『万代和歌集』と『二八明題和歌集』に共有歌一首があることを表す)。例、新<sub>1</sub>新和歌集

但、勅撰集及び下記各集は、適宜二、三文字とする。東撰和歌六帖統群書類従本<sub>1</sub>東統。同 中川文庫本<sub>1</sub>東中。

中務卿宗尊親王家百五十番歌合<sub>1</sub>宗合。和歌題林愚抄<sub>1</sub>題。

次に、両者の歌人としての事跡につき、編年的に整理を施したものを、本稿末尾に表示する(便宜的に、各將軍期を指標として示し、略、それに従つて考察する)。

右記の集別和歌の重出状況中、『新和歌集』と『中務卿宗尊親王家百五十番歌合』とに於て、基政と基隆の詠が、各各、四首と三首ずつ重複していることは、『新和歌集』の成立の問題に及んで些か注意を要する。これにつき、推定の過程は別稿(3)に譲ることとして、私見の結論部分を以下に提出しておく。

(i) 『新和歌集』と重出する後藤基政・基隆の『中務卿宗尊親王家百五十番歌合』出詠の七首は、恐らくは、宇都宮家と後藤家との接近(3)(又は結縁)が機縁となり、或いは宇都宮頼業周辺の働きかけによつて、同集に追補入されたものである可能性がある。従つて、同集の成立時期については諸説(4)あるが、石川速夫氏の説——正元元年(二二五九)七月二日までの時期に一応成立、弘長元年(二二六一)夏過ぎまで切継——に、この一事による限り蓋然性が認められよう。

(ii) 換言すれば、そのことは両家の結縁(基頼と頼業女の婚姻)が、弘長元年前後であることを示唆する。従つて、基宗の生年もそれ以後であると推定される(前稿の生年推定——弘長二年(二二六二)と文永九年(二二七二)——と予盾はない)。

以上はあくまでも仮定の上に立った推測であるので、今後別の視点からの考察も含め、猶、検討する必要がある。

以下、後掲の年表に抛りつつ、記述を進めてゆくこととする。

(二)

先ず、基綱について述べる。

記録上、時期を特定し得る、基綱の歌人としての事跡の初見は、その五十歳の時の寛喜二年(一二三〇)三月十九日の連歌秀句献呈と、同三年(一二三一)十一月二十九日の御所和歌会への参加である。

しかし、既に、基綱は、三十三歳の時の建暦三年(一二二二)二月二日に、「学問所番」<sup>⑤</sup>の一人となり、將軍実朝に近仕していた。この事実を考慮すれば、基綱が、若年時より和歌詠作を為していた可能性は十分に留保されよう。それは、將軍源実朝家の歌会に、基綱が出詠していることを示す次の詠作によっても、裏付けられよう(詠作時期については後考を期したい)。

家に秋のうたよませ持りけるに

鎌倉右大臣

みちの辺のをのゆふぎりたちかへり見てこそゆかめ秋はぎの花

ふるさとのもとあらのこはぎいたづらに見るひとなしにさきかちるらむ

藤原基綱

しらすげのまのはぎはらさきしよりあさたつしかのなかぬ日はなし

『新勅撰和歌集』卷四秋歌上二三六～二三八番

周知の如く、実朝が公暁に暗殺されるのは、建保七年(一二二九)正月二十七日のことであり、基綱三十九歳の時に当る。従って、右の一首は、壮年期を前にしての基綱の作歌活動を、一応は推察させることになる。

しかし、基綱は、承久の乱後、家勢の維持・興隆に務める必要があった。それ故、基綱には、嘉祿元年（一二二五）に評定衆となり、その後漸次柳宮内に地歩を固めるに到るまでは、積極的に詠歌活動に従事する余裕に乏しかったと見做すべきであろう。

又同時に、大局的には、鎌倉の歌壇の状況も、当然、承久の乱を経た幕政の安定への動向に呼应して活性化していったものと把握される。そういった背景も、幕政の枢要たる基綱の歌人としての発動期を、少なくとも記録の表面上、遅滞させていることの要因であろう。

他方、基綱は、年表にも見る如く、その最晩年まで歌人として活躍していたことが窺われる。つまり、頼経・頼嗣・宗尊の三代の將軍（実朝將軍期も可能性は保留）の下で、一貫して歌人として存在していたことになる。このことは、基綱が、宗尊親王幕下の鎌倉歌壇の活性・開花期以前に、同歌壇を構成する要員であった——同歌壇経営に功があった——ことを示すと共に、関東重代の歌道家に成長する後藤家の礎を築いた——基政・基隆等の歌人としての活躍を準備した——意味を有するものと判断されよう。

頼経・頼嗣の撰家將軍期の鎌倉歌壇は、次代の宗尊將軍期に歌壇が興隆し得る言わば土壌を養った意義は有するものの、特記すべき文学的業績（作品）を産むには到らなかった。むしろ、その本質は、関東武家社会の京都貴族文化の模倣撰取であろう。何れにせよ、この歌壇の動向は、幕府要人達の交流の場の提供という意味を付帯するものである。基綱は、その歌壇に身を置き、種々の歌会・連歌会に、北条得宗家の執権や連署以下の重鎮と同座しており（年表参照）、その事跡は、基綱の存在が御家人・歌人双方の面で斯界にしかるべき地位を得ていることの証左となるものであろう。

ところで、右にも関連するが、基綱が所謂関東祇候の延臣とも、歌を媒介として交誼を結んだことを窺知させる資料がある。その一首を次に示す。

前左兵衛督教定家の歌合に、〔寄月恋〕一四二七詞書  
おなじ心を

藤原基綱

ありし夜の夢は名残もなきものを又おどろかす山のはの月  
この一首は、次の一首と同機会の詠作である確度が高いと考えられよう。〔新統古今和歌集〕卷十四恋歌四 一四二八

前左兵衛督教定中将に侍ける時歌合し侍けるに、寄月恋 真昭法師

こぬ人のおも影さそふかひもなくふくれば月を猶うらみつつ 〔統拾遺和歌集〕卷十三恋歌三 九〇二

「真昭法師」は、俗名北条資時(時房男・評定衆)で、早く承久二年一月十四日に出家して、「相模三郎入道真昭」と呼称され、建長三年(一二五二)五月五日、五十三歳で卒去している。「新勅撰和歌集」以下の勅撰集に二十二首に及ぶ入集を見、鎌倉の歌合に於ても、度々基綱と同座している人物である。

右記二首の詠作機会が一致するものとして、その時期、即ち、前左兵衛督教定＝飛鳥井＝二条教定が、中将であった時期は何時であろうか。特定し得る資料は持たないが、『吾妻鏡』の表記⑥によって推定すれば、教定が中将であった時期は、暦仁元年(一二三八)二月二十八日以降、建長四年(一二五二)五月十九日以前のことと考えられる。従って、真昭の没年も勘案すれば、右記の「歌合」の催行時期は、早くとも暦仁元年(一二三八)二月二十八日以降、建長三年(一二五一)五月五日以前となる(これについては、散逸歌の収集も含め後考を期したい)。これは、頼経將軍在位末期から頼嗣將軍期の前半頃までの時期に相当する。



教定は、飛鳥井雅経の男(母大江広元女)にして、頼経以下頼嗣・宗尊の三代の將軍に近仕し、文永三年(一二六六)四月八日、卒去している(関東に於てか)。京都の歌鞠二道を家業とする教定は、関東御家人にとつては恰好の宗匠と言え、逆に、教定にとつては、その業を以て、幕府中枢に関わりを持つことも、処世上回避し難き側面を有すると言えよう。言わば、右の歌合の如きは、そういう背景の中に催行されたものと推測されよう。

猶、前稿に記した如く、寛元元年(一三四三)九月五日に、基綱が自邸に頼経を迎えて催行した和歌・管絃等の会に、二条教定、真昭(北条資時)は共に参会している。右の歌合も、同時期の、同様の交遊圈に生まれた事跡の一つと認識されるのである。

さて、基綱は、藤原定家独撰の『新勅撰和歌集』に二首の入集を果す訳である。この名譽の要因は、第一に、基綱が幕府の実力者として活躍していたことに求められよう。当時、檢非違使(左衛門尉)にして、京都・鎌倉を度々往還していた御家人としての存在が、定家をして、その動向を『明月記』に記し留めさせ、延いては、『新勅撰和歌集』入集を導き出したものと捉えられる。要するに、(もののふの八十)「宇治河集」と異名されたと伝えられるまでに、関東武家歌人を採択した撰者定家の、政治的配慮の一環の中に一応は定位すべきであろう。又、前述した実朝と基綱の親交が、直接・間接に定家と基綱の關係に影響を及ぼし、その個人的誼による定家の願慮が作用したとも考えられる(しかし、そのような定家の編集態度も、一様に非文学的・政治的・個人的判断によるものと断ずることは危険であり、猶、慎重に検討すべきであろう)。

撰家将軍期の前半は頼経将軍期は、記録上は歌人基綱の発動期ではある。しかし、以上に述べた如く、そこには旺盛なる活動が窺われ歌人としての地位も確立し、少なくとも鎌倉歌壇にあっては既に主導的立場にあったものと考えられる。つまり、勅撰歌人となり、その存在が中央歌壇に或る程度知られてはいたが、自身は鎌倉歌壇の中にあり、中央文化の実践に精力的に従事した時期として概括されよう。

ところで、基政は、前稿に既出の如く、自身定家に師事していた(ことを示唆する『新後撰和歌集』の一首を残している。これについては、更に、『新和歌集』の末尾に付帯された「新和歌集目録」の「作者次第不同」に於ても「定家卿和歌弟子」と記載されている(8)。同目録の成立事情は不詳であり、やや問題を残すが、同集の成立に準ずるとすれば、定家が基政の師であったことが、同集成立の時期に於ては関東御家人社会に通念化されていたことを示すものである。

この定家と基政の師弟関係の実際は不明である。但、その関係は恐らくは父基綱を介して結ばれたものと想像される。定家薨去以前、基綱は既に檢非違使を拜任し、叙爵を得ている。従つて、定家にとつて、基綱は、御家人として認めし得る程度の存在にはなっていたものと考えられる。しかし、単なる関東の好土基政が、仮にも京都歌壇の大御所たる定家に入門するに際しては、やはり、御家人としてもしかるべき地位を占め、又、一応は勅撰歌人の荣誉に浴した父基綱の仲介(基綱自身、関東祓候の延臣等に仲介を求めたとも想像される)を要したものと推されるのである。

基綱は、頼嗣将軍期に入り、『三代和歌集』(真観或いは衣笠家良撰か)、『現存和歌六帖』(真観撰、家良関与か)、『秋風抄』(小野春雄(真観の偽名か)撰)、『雲葉和歌集』(九条基家撰)等の私撰集に、各々一、二首ながら、撰歌されている

(年表参照)。これ等は、何れも、所謂反御子左派の業績と認定されているものである。

基綱自身が、中央歌壇の対立抗争に自覚的であったとは考え難い。しかし、右の一連の入集は、その撰者側——反御子左勢力——が、基綱の詠を——御家人としての基綱を——相応に評価していたことの表われであろう。

他方、御子左家の当主為家の撰になる『統後撰和歌集』に基政と共に入集している。

従って、この頼嗣將軍期に、歌人基綱は、既に中央歌壇に存知され、御子左・反御子左の兩派から、その存在・詠歌を無視し得ない程には認知・評価されたものと判断される。

以上の諸事例よりして、同時期が、歌人基綱の評価の点での最盛期として把握される。つまり、御家人歌人基綱が最も評価された時期は、むしろ、鎌倉歌壇自体は、次代(宗尊將軍期)に比して、低調であったと言える。しかしながら、この時期に基綱等の和歌が中央歌壇に進出したことが、次期に同歌壇が活性化し、中央歌壇にも評価され得る基盤の一つとなったものと認められるのである。

その基綱は、宗尊親王將軍就任直後の建長八年(一二五六)七月の執權時頼邸歌会出席を最後に、卒去する。そして、その存在は、子息の基政・基隆等に受け継がれてゆくのである。

ここで、基綱の連歌について、簡略に言及しておきたい。

後記年表の、貞永元年(一二三二)十一月二十九日、永福寺鈞殿の觀雪和歌会の折、「雪氣」が、「雨脚」に変わった為、「餘興」はつきないが、將軍頼経が還御した。その帰途、「路次」に於て、次の言い捨て連歌が泰時と交わされている。左に示す。

…基綱申伝。雪為レ雨無レ全云々。武州令<sup>(秦時)</sup>聞レ之給。被レ仰云。

あめのしたにふればぞ雪の色もみる。基綱 みかさのやまをたのむかけとて云々。

この賀趣(10)を含んだ短連歌は、「頼朝・景時等の俳諧連歌に対して、同じ云い捨てでも、かなり雅純な発想であるところ」に、当時の傾向の一端も窺い得るか(11)とも評されるものである。

右以外に、作品自体は残されていないが、基綱は、寛喜二年(一二三〇)三月十九日、天福元年(一二三三)四月十七日等の連歌(長連歌か(12)の会席に名を連らねている(年表参照。他に、基綱の名が記されていない連歌会もある(13))。

以上よりして、この頼経將軍期(中央の連歌が形態の上で複式賦物に移行し、それが鎌倉にも迎えられたであろう時期(14)に、基綱が時々の鎌倉の連歌にも、北条一族や、源親行、東胤行等と共に従事し、力を發揮していたであろうことは想像に難くない。

頼嗣將軍期・宗尊將軍期(寛元二年～文永三年)は、「鎌倉連歌の育成にとって見のがし得ない重要な時期」(15)ともされる。この時期、基綱の連歌関係の資料は管見には入らないが、全く連歌と無縁の状態にあったとは考え難く、相応の活動を為していたと思われる。

かかる基綱の連歌の素養は、基政にも継承されたと思しく、前稿に記した如く、『沙石集』(後に『菟玖波集』に所収)に、謀女との間の機知的唱和が伝えられている。

弟の基隆については、『吾妻鏡』弘長三年(一二六三)八月十二日条に、「去夜御連歌、大夫判官基隆奉<sup>レ</sup>仰合点<sup>云々</sup>云々。」と見える。この、連歌の合点は、「もつとも早い例」(16)とされるものである。又、基隆自身は「合点したほどであるから、

堪能の名を得ていたにはちがいない。」と評され、「京都から下向した公卿でなく、將軍幕下の武士の中から連歌の点を行なう者の出ていること」は「注意されることであり、鎌倉連歌の成育ぶりを示している。」と考えられているのである。連歌史上の位置付けの問題は措くとして、基隆の連歌の素養もまた、父基綱の影響下に育成されたものであり、兄基政と共に鎌倉の連歌の担い手の一人であったものと推測される。猶、伝記上に見る、基政と基隆の関係——父基綱の事跡を、基政・基隆が先後して踏襲する——よりしても、金子金治郎氏の、(同年六月二日在京人となり上京している基政が)「もし鎌倉にあったならば、あるいは基政あたりが合点していたところであろうか。」(17)という指摘は、妥当なものと言えよう。

後藤家は、和歌のみならず連歌に於ても、父子相承しつつ活躍し、鎌倉連歌の歴史に重責を果たしたものと了解されるのである。

以上を簡略にまとめておく。

歌人基綱は、幕政が安定へと向かい、自身御家人として顕要の地位を確立した頼経將軍期、鎌倉歌壇に於て旺盛に活動し、勅撰歌人ともなり、斯界に主導的役割りを果たした。その活動は、純然たる好士としてのものではなく、幕府要人達との交流の一端としての意味を持つものであったと理解される。

しかし、それに加えて、基綱の京都貴族文化の実践は、それを柳營に定着せしめるのに、関東祇候の延臣等の働きと並んで功があったと考えられる。

頼嗣將軍期には、その活躍が一連の中央歌壇の撰集に撰歌されるという形に結実する。

総じて、基綱は、歌道家としての後藤家の基礎を築くと共に、宗尊親王將軍期の歌壇が興隆し得る基盤作りの役割りを果たした有力なる一人と認められるのである。

### (三)

歌人基政について述べる。

基政の歌人としての始発の時期は、師事したとみられる定家薨去の仁治二年(一二四二)以前に想定し得よう。事実、嘉禎四年(一二三三)十一月十七日の御所和歌会に、父基綱と共に、初めて参加した後、仁治元年までの数年に、柳営の和歌行事の記録に、名を連ねることになるのである。この、嘉禎四年(曆仁元年)閏二月十五日に、基政は、二十五歳で檢非違使に任じており(既述)、言わば御家人として一人前となり、基綱の後嗣として後藤家の家統を継承し得る地位に就いたと言える。このことが、鎌倉の公的な和歌への基政の参加を、促進したと推断される。故に、この曆仁元年は、基政が同歌壇に公式に迎え入れられた年と位置づけられよう。

総じて、歌人基政の発動期は、頼嗣將軍期の後半と重なるものである。この時期は、社会的背景として、幕府体制が既に強固なものとなりつつ、それに応じて、文事が鎌倉にも興隆する。個人的には、当初より、既に然るべき地位を斯界に築きつつあった父基綱の庇護下にあった訳である(基政の、言わば初学期も、父の存在が影響したものと想像されよう)。要するに、基政の和歌修養は、その若年時の京都滞留・定家師事等の可能性も勘案すれば、比較的恵まれた環境の中に為されたと看取されるのである。

続いての頼嗣將軍期は、歌壇の低調さが要因となり、基政の鎌倉に於ける和歌事跡は乏しい。しかし、この時期には、基政の詠が中央歌壇に認知されつつあることが窺われる。即ち、『現存和歌六帖』・『続後撰和歌集』への入集である。但、その入集数も、二集三首であり、総体的に見て、父基綱の入集に准じて採歌されたものと判断されよう。殊に、『続後撰和歌集』への入集は、基綱の嫡嗣、幕府の中堅としての基政に重点が置かれた撰入であろう。

歌人基政の本格的活躍は、宗尊親王將軍在位期に入り、より顕著となる。宗尊親王の將軍就任の年（建長四年（一二五二））の四年後に基綱が没する。従って、宗尊親王を將軍に載き、歌壇が隆盛へと向う状況と、基政が名実共に後藤家の当主となり（父卒去の翌年引付衆となる）、存分に活躍し得る立場になったことが、図らずも相互に連関し、歌人基政の活躍を促したと把握されるのである。

猶、故基綱の活動を踏襲してか、基政も、文応元年（一二六〇）、家に歌合を催していると知られる<sup>18)</sup>。

その文応元年（一二六〇）十二月、鎌倉歌壇は、真観を歌道師範として迎え入れて（吾妻鏡）後、いよいよ振興する。別けてもその最盛期は、翌弘長元年（一二六一）である。同時に、この年は、基政の活躍が顕然と認められる年でもある。

この年、基政は、真観同座の二度の和歌会に参加し、又、「歌仙」の評価を得て（三月二十五日）和歌を奉じる。更に、同歌壇最大の催しであると言える、『中務卿宗尊親王家百五十番歌合』（七月七日）と同家「百首」<sup>19)</sup>（九月）に、弟基隆と共に参加する。そして、七月二十二日には「関東近古詠」撰進（『東撰和歌六帖』）を、宗尊親王より下命されるのである（この『東撰和歌六帖』の成立・内容の問題については別稿に論じたい）。

この下命は、既述の如く、柳宮内の歌人基政に対する評価の顕現であらうが、殊に宗尊親王の信頼には絶大なるものがあるように感じられる。憶測を巡らせれば、その背後には、宗尊親王の、北条一族に対する一種の屈託が潜んでいるかとも思われる。或いは又、基政の、若年時に於ける後嵯峨院(宗尊親王父帝)周辺との交渉(前稿参照)を措定すれば、それを淵源とした、宗尊親王と基政との個人的な好誼が下命の所以と了解することも可能ではある(しかし、何れも妄想に過ぎるものではなく、今後の研究を俟ちたい)。

さて、この宗尊親王・真観を中心とする歌壇に於て、基政が関東方の歌人として主導的地位を占めたということは、本人の自覚の有無は別にして、反御子左派親派としての役割りを演じたことなるう。勿論、これは基政個人の問題に留まらない。周知の如く、反御子左派が勢力拡大の為に、宗尊親王將軍下の柳宮の力を利用しようとした(『続古今和歌集』撰者の九条基家・真観等の追任<sup>20</sup>)に結実したとされる)という事情の中に捉えるべきものである。

その反御子左勢力の、基政に対する評価が、弘長二年(一二六二)九月、基家撰『三十六人大歌合』への撰入<sup>21</sup>)となつて表われ、『続古今和歌集』への六首入集の実績へと繋がつてゆくのである。

その後、基政は、御家人・歌人として恐らくは更なる活躍の余地を残しながら、五十四歳で卒去した。この基政の鎌倉に於ける地位・役割りは、連歌について既述した如く、弟の基隆や、嫡子基頼によつて継承されていたものと考えられる。しかし、既に宗尊親王は鎌倉に無く、反御子左勢力も中心人物の相次ぐ死没<sup>22</sup>)に伴い退勢消滅し、鎌倉の文運は衰退の途にあつた訳であり、後藤家の人々も特記すべき足跡を残してはいない。しかし猶、辛うじて勅撰歌人の命



脈を保つてはゆくのである。

以上、歌人基政の活動について述べたことを概括しておく。

総じて、歌人としての基政は、その御家人としての公的側面が父基綱の事績の継承に於て定位されると同断、基綱の影響下に捉えることができる。

父基綱の力が隆盛であった摂家將軍期に、京都滞留と定家への入門も含めて、恵まれた環境の中、歌人として出発し、同期の鎌倉歌壇に主導的地位を占めた父の存在の恩恵にも浴してか、中央歌壇にも認知されるに到った。

父の死没後の宗尊親王將軍期には、御家人としての地位の向上も相俟って、基政の活動は全盛となり、鎌倉京都双方の歌壇に相当の評価を受けることとなった。

## むすび

以上、後藤基綱・基政父子の歌人としての側面につき、その活動と業績の位置付けを主眼として考察した。

承久の乱後、幕政は、北条執権体制の確立の中に安定してゆく。それに伴い、関東にも中央貴族文化への志向の気運が高まり、柳営中枢の人々の間に、京都文化の積極的享受の姿勢が、漸次顕現することとなった。

他方、その幕府体制の強化に呼応する形で、政治的・経済的接近を試みる中央貴族の地方進出が促され、加えて中央歌壇の対立的意識が、それについて、一層顕著な結果を齎すこととなった。

言わば表裏を成すこの両面が、鎌倉文化圏形成の主要動因となり、その情勢の帰趨として、和歌史の局面に於ては、

関東歌壇の成長が促進された。

それは、大局的には、王朝文化の中世的展開の一側面でもある。

当然、かかる背景の中に、幕府枢機たる後藤家の基綱・基政父子の歌壇史上の足跡を辿るべきであろう。

しかし一方で、もとより、基綱・基政父子の個人的資質——貴族的素養——を考慮することなくしては、両者の和歌

史上の事績——京都・鎌倉両歌壇に於ける活躍と評価——の意味を探ることは困難であろう。

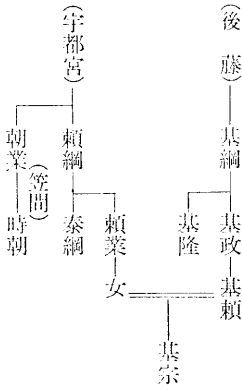
猶、両者の和歌の内容的考察については、続稿にそれを期したい。

〔注〕

(1) 前稿注(63)に記した如く、『続後拾遺和歌集』一〇七四番歌の作者名は、諸本により、「藤原重綱」と「藤原基綱」とに分かれる。この一首を基綱詠と認定すれば、( )内の数字となる。\*印を付した各類題集は、『続後拾遺集』を出典とし、本稿末尾記載の諸本による限り、作者名は何れも、「藤原重綱」(「重綱」)である。

(2) 『三田国文』第六号(昭和61年12月刊行予定)に掲載の予定。

(3) 前稿38頁1行目以下参照。略系図を以て両家の關係を示しておく。



猶、宇都宮家同族の笠間時朝(勸進か)の五十首歌を、基政が詠じていると知られる(新和歌集)。

- (4) ○正嘉二年(一二五八)十一月一日、正元元年(一二五九)八月十五日前後。(石田吉貞氏『宇都宮歌壇とその性格』、『国語と国文学』昭22・12) ○正元元年(一二五九)七月二日までに一応成立し、弘長元年(一二六一)夏過ぎまでに切継作業。数十年を経て、宇都宮公綱或いはそれに近い者によって公綱歌二首補入。(石川速夫氏『新式和歌集』解説 昭51・10)等。前稿40頁(口)の7行目の、「学問書番」は誤りであり、訂正したい。猶、現在までに気付いた前稿のその他の誤植・誤記を、ここに訂正しておく。○38頁5行目「基綱十二首」↓「基政十二首」○52頁3行目「幕政が、」↓「基政が、」
- (6) 暦仁元年(一二三八)二月二十八日条Ⅱ「二条少将教定」○寛元元年(一二四三)九月五日条Ⅱ「二条中将」(中略) ○建長三年(一二五一)二月二十四日条Ⅱ「二条中将」○建長四年(一二五二)五月十九日条Ⅱ「右兵衛督教定朝臣」
- (7) 『和歌文学大辞典』(明治書院 昭37・11)は、「定家の教えを受け」、「基政」の項・石田吉貞氏とし、『和歌文学辞典』(有吉保氏編・桜楓社 昭57・5)は、「定家の弟子。」(「基政」の項)とする。『日本古典文学大辞典』(岩波書店 昭59・10)の「藤原基政」の項(樋口芳麻呂氏)、『和歌大辞典』(明治書院 昭61・3)の「基政」の項(安井久善氏)は、共にこの点についての言及は無い。
- (8) 同記事も含めて、各作者に付された注記(朱書も含む)は、宇都宮二荒山神社本以下の数本に見られるが、群書類従本・神宮文庫本等の諸本には無い。この点については、同集・同目錄の成立問題とも絡み、猶、後考を要すると思われる。
- (9) 同時期の鎌倉の連歌については、金子金治郎氏『菟玖波集の研究』(風間書房 昭40・12)に詳しい。本稿の記述も、同書によるところが大きい。学恩を感謝申し上げる。
- (10) 「雨」と「天」・「降る」と「経る」を掛け、武衛(みかさのやま)による天下安寧の意を表したものか。
- (11) 注(9)所掲書134頁1〜2行目。
- (12) 注(9)所掲書による。
- (13) 嘉祿三年(一二二七)七月二十五日、將軍頼経は、方違の為、西侍火爐間に宿泊し、近習教輩が参候し、連歌等がある(吾妻鏡)。
- (14) 注(9)所掲書による。

(15) 注(9)所掲書134頁7、8行目。

(16) 注(9)所掲書135頁13行目。

(17) 同頁の引用は、注(9)所掲書136頁7、11行目。

(18) 『夫木和歌集』の公朝詠の詞書による。猶、この点については、拙稿「僧正公朝について——その伝と歌壇的位置——」(『国語と国文学』昭58・9)を参照いただければ幸甚である。

(19) 安井久善氏「中世散佚百首和歌二種について——光俊勸進結縁経裏百首・中務卿宗尊親王家百首——」(『日本大学商学集志』人文特集号I)に於て、時期の考証と詠歌集成がなされている。

(20) 正嘉三年(一二五九)三月十六日に、為家に後嵯峨院の院宣が下り、弘長二年(一二六二)九月に、基家・家良・行家・真観が追任された(家良は撰定以前に没)。

(21) この撰入の事情は、より直接的には、『中務卿宗尊親王家百五十番歌合』に基家が加判したことに遡源されるべきであろうか。『百五十番歌合』出詠者三十名中、『三十六人大歌合』に撰入された者は、

宗尊親王、同家小督、隆弁、基政、公朝、能清、真観  
の七名である。

基政は、『百五十番歌合』に於て、「前遠江守時直」と番えられている。判詞は十番中七番に付され、内四番は勝負が明示されておらず、残りの三番は基政の勝となっている。

(22) 建治元年(一二七五)正月十一日、行家没(53歳)。同二年(一二七六)六月九日、真観没(74歳)。  
\*本稿所引の諸本の本文は以下のとおり(旧字は、適宜新字に改めた)。

吾妻鏡：増訂国史大系。勅撰和歌集・万代和歌集・夫木和歌抄：新編国歌大観。現存和歌六帖：統群書類従。同抄出本：「抄出本」「現存和歌六帖」(校本と索引)。(『国文学研究資料館紀要』第六号)。雲葉和歌集・秋風抄・三十六人大歌合：統群書類従。

東撰和歌六帖：統群書類従。同抄出本：中川文庫本「東撰和歌六帖」(解説と翻刻)。(『国文学研究資料館紀要』第二号)。拾遺風脉和歌集：松平文庫(一三〇—一七)本。同抄出本：松平文庫(一三〇—一八)本。二八明題和歌集・後葉和歌集・資賢

集：凶書寮叢刊。和歌題林愚抄：酒田市立光丘図書館蔵元禄五年刊本(国文学研究資料館紙焼本による)。明題和歌全集：福武書店版。新和歌集：宇都宮二荒山神社刊本。中務卿宗尊親王家百五十番歌合・六花和歌集：古典文庫。中務卿宗尊親王家

百首(散逸)：「中世散佚百首和歌二種について——光俊勸進結縁経裏百首・中務卿宗尊親王家百首——」(『日本大学商学集志』人文特集号Ⅰ) 以上、順不同。

年 表

		(將軍實剋)		(將軍賴経)			
年	西歴	月・日	年齢	年	西歴	月・日	年齢
建曆三年	1213	2・2	33 (基綱)	寛喜二年	1230	3・19	50
建保二年	1214		34	寛喜三年	1231	9・13	51
七年	1219	1・27	39	貞永元年	1232	11・29	52
			6				19

基綱、「学問所番」となる(1)。(『吾妻鏡』)

基政、生誕。

実朝薨去。これ以前、基綱、実朝家歌会に出詠。(『新勅撰集』)

基綱、將軍賴経海上遊覧(六浦津より出船。管絃有り)の連歌に秀句を献する。秀句献呈者：北条時房(連雲)、同泰時(執権)、源親行、東胤行等。(『吾妻鏡』)

基綱、御所和歌会に参加。参加者：源親行、伊賀光西等。(『吾妻鏡』)

基綱、永福寺渡御(降雪につき林頭を見る為)の將軍賴経に従い、釣殿の和歌会に参加。参加者：北条政村、同実泰、町野俊康、藤原定員、都筑経景、東胤行、波多野朝定以下(携和歌之輩)。快雅。

帰途、基綱、北条泰時と連歌を交わす。(『吾妻鏡』)

延応元年	嘉禎四年	建長三年	嘉禎四年 ~	嘉禎三年	文暦二年	天福元年					
1239	1238	1251	1238	1237	1235	1233					
9 ・ 30	7 ・ 20	11 ・ 17	5 ・	2 ・	3 ・ 9	3 ・ 12	2 ・ 9	1 ・ 26	9 ・ 13	5 ・ 5	4 ・ 17
59	58			57	55	53					
26	25			24	22	20					

基綱、北条泰時亭(將軍賴経、御台所入御)の連歌(「彼卯花盟麦等花盛」による)に応召参加。  
参加者：北条資時、同政村、源親行(「献秀句也之間、直賜御劍」)、都筑経景等。(「吾妻鏡」)

基綱、御所和歌会(端午節句。題「翫昌蒲。聞郭公」)に参加。参加者：北条政村、同資時、源親行、伊賀光西、波多野経朝、都筑経景等。「兩國司」(執権北条泰時・連署同時房)披露の座に伺候。(「吾妻鏡」)

基綱、北条泰時(執権)邸和歌会(「密々之義」)に参加。参加者：源親行等。(「吾妻鏡」)

基綱、大倉の藤原親実家(將軍賴経方違の為入御)庚申会(二首和歌。題「竹間鶯。寄松祝」)に、懐紙を進上。懐紙進上者：石山侍従、源光行、後藤基綱、伊賀光西、東行胤等。(「吾妻鏡」)

基綱、自邸に將軍賴経を迎え、雅宴を催す。(「夜和歌会」)

『新勅撰和歌集』成立(浄書完成)。基綱(二首)入集。  
基綱、新御所初和歌会(「被守庚申他。題「桜花盛久。花亭祝言」。(一条頼氏献題)に参加。参加者：北条泰時、足利義氏、北条資時、快雅、伊賀光宗、源親行、安達義景、都筑経景、波多野朝定等。(「吾妻鏡」)

基綱、二条教定家歌合に参加。(「新続古今和歌集」)

基綱・基政、御所和歌会に参加。参加者：北条泰時、同資時、源親行等。(長井泰秀、「盃酒、置物等」を設える)(「吾妻鏡」)

基綱、自邸に將軍賴経を迎え、雅宴を催す(3)。  
基政、御所和歌会(題「行路紅葉。晝擣衣。九月盡」)に懐紙を献上。懐紙献上者：北条政村、同経時、同資時、伊賀光宗、藤原定員等。(「吾妻鏡」)

(將軍頼嗣)

延応二年	1240	5・12	60	27	基綱、御所和歌会(於 <sub>ニ</sub> 常御所 <sub>一</sub> 被 <sub>レ</sub> 披講 <sub>一</sub> )。題 <sub>ニ</sub> 「深山郭公。隣家橘。社頭祝。」 <sub>一</sub> に参加。参加者 <sub>一</sub> ：一条能清、北条政村、安達義景、三浦光村、伊賀光宗、快雅、藤原定員等。(前武州(執権北条泰時)被 <sub>レ</sub> 奉 <sub>ニ</sub> 置物砂金羽色革卷絹以下 <sub>一</sub> )〔吾妻鏡〕
仁治二年	1241	8・15	61	28	基政、御所親月当座和歌会(將軍家令 <sub>ヲ</sub> 觀 <sub>ニ</sub> 明月 <sub>一</sub> )に参加。参加者 <sub>一</sub> ：北条政村、同資時、伊賀光宗等。(女房被 <sub>レ</sub> 進 <sub>ニ</sub> 懷紙 <sub>一</sub> )〔吾妻鏡〕
寛元元年	1243	9・5 10・11	63	30	基綱・基政、御所柿本影供和歌に参加。柿本影供(於 <sub>ニ</sub> 広御出居 <sub>一</sub> 有 <sub>ニ</sub> 其儀 <sub>一</sub> ) <sub>一</sub> ；卿僧正快雅、講式・伽陀を讀む <sub>一</sub> (4)。その後和歌披講。参候者 <sub>一</sub> ：北条政村、同実時、同資時、三浦光村、伊賀光宗、源親行等。(吾妻鏡)
宝治二年	1248	9・	68	35	基綱、自邸に將軍頼経を迎え、雅宴を催す <sub>一</sub> (和歌有り)。
建長元年	1249	12・			『万代和歌集』成立(初撰本)。基綱(二首)入集。
正嘉二年	1258	頃			『現存和歌六帖』成立か。基綱(一首)、基政(二首)入集。
(一説建長二年)	1250	9月)			
建長二年	1250	4・18	70	37	『秋風抄』成立。基綱(一首)入集。
建長三年	1251	2・24	71	38	基綱、北条政村邸当座三百六十首繼歌に参加。参加者 <sub>一</sub> ：二条教定、坊門清基、大仏(北条)朝直、北条時直、鎌田行俊等。(以 <sub>ニ</sub> 三百六十種重宝 <sub>一</sub> 。欲 <sub>ニ</sub> 置物 <sub>一</sub> )〔吾妻鏡〕

(將軍宗尊親王)

建長五年

1253

3

同 六年

1254

3

建長五年

1253

12・25

73

40

建長八年

1256

7・17

76

43

(康元元年)

1256

11・28

正嘉二年

1258

11・1

正元元年

1259

8・15

(一) 説弘長元年

1261

7月頃まで切継

正元二年

1260

1・20

47

(文応元年)

1260

1・26

文応二年

1261

3・25

48

(弘長元年)

1261

5・5

『雲葉和歌集』成立か。基綱(二首)入集。

『続後撰和歌集』奏覧。基綱(二首)、基政(二首)入集。

基綱、北条時頼(執権)邸(將軍宗尊親王入御)和歌会に参加か。参加者：北条政村、同時直、二階堂行義、三浦盛時、二階堂行忠等。〔吾妻鏡〕

基綱卒去。

『新和歌集』成立か。基政(十二首)、基隆(五首)、基綱女(一首)入集。

基政、基隆と共に「昼番衆」となる(6)。〔吾妻鏡〕

基政、家に歌会を催す。〔夫木抄〕

基政、和歌会始に参加。題・説師：紙屋河頭氏。講師：中御門宗世。参加者：真観、北条政村(連署)、同長時(執権)、同時弘、同義政、押垂範元、鎌田行俊等。〔吾妻鏡〕

基政、当番当日に五首和歌を奉ずる「歌仙」の一人に撰入される(7)。衆人：冷泉隆茂、持明院(藤原)基盛、北条時広、同時通、押垂範元、鎌田行俊等。〔吾妻鏡〕

基政、御所和歌会に参加。参加者：紙屋河頭氏、真観、北条時広、同義政等。〔吾妻鏡〕



弘長二年	1262	9	9	7	7	基政・基隆、『中務卿宗尊親王家百五十番歌合』に出詠。 基政、『関東近右詠可撰進之由』を將軍宗尊親王より下命される。〔吾妻鏡〕（『東撰和歌六帖』） 基政・基隆、『中務卿宗尊親王家百首』作者。
弘長三年	1263	8	6	8	7	
文永二年	1265	12	8	12	12	
(將軍惟康親王)						
文永四年	1267	6	6	23	54	基政卒去。

年表注

- (1) 前稿40頁(口)の7行目以下参照。
- (2) 前稿44頁の①参照。
- (3) 前稿44頁の②参照。
- (4) 「垂髮」として「羅睺丸。如意丸。摩尼珠丸。妙殊丸」の名が記されている〔吾妻鏡〕。
- (5) 前稿45頁の③参照。
- (6) 前稿52頁7行目以下参照。
- (7) 前稿52頁の①参照。
- (8) 注(6)に同じ。
- (9) 「十一日戊午。雨降。申尅以後属霽。於廂御所。御連歌五十員。掃部助範元五句。為執筆。」。参加者：「前右兵衛督教定五

中務權少輔重教朝臣一句 侍從基長三句 遠江前司時直五句 右馬權助清時四句 河山前司親行七句 武藏五郎時忠四句 加賀入道親願一句 左衛門少尉行佐二句 左衛門尉行俊一句 左衛門尉忠景四句 御句八句云云。〔吾妻鏡・弘長三年（一二六三）八月十一日条〕  
（宗尊親王）